

平成25年3月29日

各 位

会 社 名 日本風力開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚脇 正幸  
(コード番号 2766 マザーズ)  
問合せ先 代表取締役専務 小田 耕太郎  
(TEL. 03-3519-7250)

### 借入金の返済猶予等に関する金融機関との同意のお知らせ

当社及び当社連結子会社14社（以下、当社グループという。）は、お取引金融機関等15社より、借入金の返済猶予等についてご同意を頂き金融支援を得られることが出来ましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 経緯

風力発電をはじめとする再生可能エネルギー業界においては、再生可能エネルギーの更なる促進のために所謂全量固定価格買取制度（フィードインタリフ制度：FIT 制度）導入が叫ばれるようになり、一層の事業拡大が期待できるものと想定されておりました。しかし、FIT 制度導入が遅々として進まない中、補助金制度のみが廃止される等、風力発電業界を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となり、当社グループの財務状況及び資金繰り状況は急速に悪化する結果となりました。

平成 23 年 8 月 30 日に、FIT 制度の導入を定める電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、再生可能エネルギー特措法という。）が漸く成立し、平成 24 年 7 月 1 日より同法が施行され、既存風力発電所にも FIT 制度に基づく新しい買取価格が適用されております。

再生可能エネルギー特措法が適用され、今後の当社グループにおける売電事業の収益性は格段に向上する見通しです。また、これまで地道に注力して参りました多くの開発プロジェクトも、ようやく結実することが見込まれます。

そこで、当社グループの財務体質及び資金繰りの健全化を図るため、売電事業における収益性向上を基本にした今後の事業再建計画を策定し、全金融機関等に借入金返済条件変更等の金融支援の要請を行って参りました。

今般、交渉を続けておりました全金融機関等から、支援の同意を頂くことができました。

#### 2. 負債総額(平成24年12月31日現在)

56,687百万円

### 3. 同意の概要

当社グループにおける全金融機関等からの借入金については、元本の返済が延滞している状況が続いておりましたが、一旦、平成25年6月末日までの返済期限の延長及び返済方法の変更を主な内容とする借入金返済条件変更等にご同意頂いております。変更の対象となる債務の総額は35,463百万円となります。

また、当社グループは所有する風力発電所の売却等による資金化を実施しており、その資金の使途についても全金融機関等と協議して参りました。

この資金については、金融機関等からの借入金の一部返済、工事代金等に係る未払金の一部支払及び東北、北海道を中心とする開発案件を進める為の開発投資に充当いたします。

### 4. 経営再建計画の概要及び進捗状況

#### (1) 財務体質の改善

平成25年3月期は、江差風力開発㈱、銚子風力開発㈱、平生風力開発㈱及び肥前風力発電㈱の株式を譲渡いたしました。これらの風力発電所の売却等により有利子負債の圧縮を進めて参りました。この結果、平成25年3月期については、前年度末対比約134億円の有利子負債を圧縮することができる見込みです。

当社グループは、風力発電所の新規開発及びグループ内外の風力発電所の運営とメンテナンス業務等の請負へと経営資源を配分し、バランスのとれた財務基盤への改善を進めて参ります。

#### (2) N A S 電池の有効活用及び売却の推進

一昨年に他社で発生した火災事故以降、メーカーによる原因究明と安全性向上の為の改修が続いております。安全性の向上したNAS電池を事故により中断していた海外案件に再投入して参りますと同時に、国内でも環境省の補助事業である大規模再生可能エネルギー発電施設に大型蓄電池を設置することによる出力安定化の検証を行う為の実証モデル事業などに積極的に対応して参りたいと考えております。

尚、上記の各案件の推進に際しては、六ヶ所村二又風力発電所で蓄積してきた蓄電池制御のノウハウを最大限活用して参る所存です。

#### (3) 東北・北海道を中心とする開発

当社グループは、東北、北海道を中心として環境アセスメントを実施している開発中の案件を複数有しております。環境影響評価法に基づく環境アセスメントは本来2～4年程度要しますが、当社グループは実施済の環境アセスメントを活かし、比較的短期間で開発事業を推進することが出来ます。

当社グループとしては、開発が進んでいる仕掛中の案件を中心に進め、F I T制度導入促進期間中の有利な買取価格等の条件が適用される風力発電所開発を目指します。

## 5. 今後の見通し

今回の同意により、前連結会計年度末に計上していた遅延損害金の一部の計上が不要となる為、特別利益として遅延損害金免除益が発生する見込みであります。遅延損害金免除益の金額につきましては、お取引金融機関等との契約締結後にお知らせいたします。また、当第3四半期連結会計期間まで計上していた遅延損害金の一部も計上が不要となります。

なお、今回の返済期限の延長による、継続性の前提に関する重要な不確実性に与える影響は現在精査中であります。更なる経営改善と返済期限の延長を行い、継続企業の前提に関する不確実性の解消を目指して参ります。

以上